

保育料の基準が変わります

国の制度改正により、市の保育料の基準が変わります。新しい基準は、平成20年度分の保育料から適用されています。また同時に保育料の減免制度の対象も一部拡大されます。不明な点などがありましたら、各総合支所の保育所担当課にお問い合わせください。

1 所得減税廃止と税源移譲の影響を防ぐ

保育所園の保育料は、前年の両親の所得税額の合計に応じて決められており、平成20年度の保育料は前年(19年)の所得税額が基準になります。19年分の所得税は、国が景気回復対策として行っていた定率

減税(所得税額の10%を減税)が廃止されました。また、国から地方への税源移譲が行われたことにより、所得税が減り、その分住民税が増えています。このため、前年と所得が変わらなくても、所得税額が変わる

ために保育料を決める基準(階層)が変動し、中には保育料が上がる家庭が出てきてしまっています。このような影響が出ないように、保育料基準額表のC階層、D階層の一部を変更するものです【表1参照】。この変更により、両親の所得が大きく増えない限り、保育料が上がることはありません。

2 特別支援学校幼稚部なども減免対象に

これまで同一世帯から幼稚園、認定こども園、保育所に同時に複数入所している場合を対象に、年齢順に上から第1子、第2子と数え、第2子の保育料を半額としていました。今回は

対象を拡大し、幼稚園、認定こども園、保育所に入所している児童のほかに、特別支援学校幼稚部などに通園している就学前児童がいる場合も含めて数えることになりました【表2参照】。

【表1】保育料基準額表

階層	変更前	変更後	保育料月額(円)	
			3歳未満児(上段)	3歳以上児(下段)
A	生活保護世帯	変更なし	0	0
B1	住民税非課税世帯(母子・在宅障害児)	変更なし	0	0
B2	住民税非課税世帯(B1階層以外)	変更なし	3,300	2,200
C1	市民税均等割のみ	変更なし	8,500	5,000
C2	市民税所得割が5,000円未満	市民税所得割が10,000円未満	11,500	8,000
C3	同5,000円以上	市民税所得割が10,000円以上	12,500	9,500
D1	同22,500円未満	同12,500円未満	16,500	14,000
D2	同22,500円以上45,000円未満	同12,500円以上25,000円未満	20,000	17,000
D3	同45,000円以上72,000円未満	同25,000円以上40,000円未満	23,000	20,000
D4	同72,000円以上101,200円未満	同40,000円以上57,000円未満	27,000	24,000
D5	同101,200円以上135,000円未満	同57,000円以上76,500円未満	32,000	26,000
D6	同135,000円以上180,000円未満	同76,500円以上103,000円未満	37,000	28,000
D7	同180,000円以上225,000円未満	同103,000円以上152,500円未満	41,000	28,000
D8	同225,000円以上337,500円未満	同152,500円以上276,500円未満	44,000	28,000
D9	同337,500円以上459,000円未満	同276,500円以上413,000円未満	47,000	28,000
D10	同459,000円以上	同413,000円以上	50,000	28,000

【表2】保育料軽減対象児童

半額免除	全額免除
同一世帯から次のいずれかの施設に同時に複数入所している場合で、年齢順に上から数えて2番目の児童 (1) 認可保育所 (2) 幼稚園 (3) 認定こども園 (4) 特別支援学校幼稚部 (5) 知的障害児通園施設 (6) 難聴幼児通園施設 (7) 肢体不自由児施設の通園児童療育部門・肢体不自由児通園施設 (8) 情緒障害児短期治療施設	保護者が3人以上の子(実子や養子以外の児童を含む)を扶養している場合で、3番目以降の児童
同一世帯に障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを利用している就学前児童がいる場合で、年齢順に上から数えて2番目の児童	

注 無認可施設に入所している場合は、免除の対象になりません。

世界遺産登録への道

Vol.13

「世界遺産ガイドの魅力」 —世界遺産ガイドの会・大内会長に聴く—

今回は、市内の世界遺産登録候補地を中心に観光客を案内するボランティア団体「奥州市世界遺産ガイドの会」の大内浩生会長に、その思いや活動内容などを紹介していただきます。

市世界遺産ガイドの会は、昨年5月に設立し、現在34人が登録をしています。うち、水沢10人、江刺11人と遺跡のある前沢区・衣川区よりも多くの登録をいただいています。

わたしは約10年前、退職を機に横浜から故郷の前沢に戻ってきました。身近にある貴重な史跡が世界遺産候補地として存在していることは、夢でもあり、誇りにも感じています。やはり「世界遺産」ですから、世界に向けて発信できるわけです。

わたしはもともと技術屋で、歴史・文化の知識がほとんどなかったこともあり「勉強しよう!」と思ったことがガイドを目指すきっかけになりました。平泉の価値は、「戦争のない平和な世界を目指す」という、コネスコの基本理念にも通じる

「浄土思想」と、それがまた「文化的景観」としてあらわれていることにあります。



ガイドの魅力を「世界に向けて発信すること」と語る大内浩生会長(69) =前沢区字中久保=

市内の2つの遺跡はほかの遺跡に比べ、華々しいものが無いところですので、昔への思いをはせることがなかなか難しい場所です。しかし、例えば長者ヶ原廃寺跡であれば、南にある関山や東に見えるかつての桜の名所・束稲山など、現存するものを説明しながら、それらを意識してお寺が造られたこと、つまり遺跡が「人と自然との共同作品であること(文化的景観)」を理解してもらえるように説明をします。また水沢・江刺・胆沢にも平泉文化とかかわりのある史跡がたくさんあります。これらを合わせて紹介することで、市全体に観光効果を波及させたいと考えています。

ガイドの会員はそれぞれが思い

いを持って活動しています。一人一人が持ち味を生かして活躍してもらえればと思います。しかし、ガイドに一番必要なのは、遺跡や歴史の知識などことは、遺跡や歴史の知識などはもとより「もてなしの心」です。お客様の安全第一をはじめめとした、気配りが大切です。わざわざ遠くからいらっしゃったお客様に、気持ちよく帰ってもらうことが一番です。

世界遺産登録が決まれば、観光客が3倍になるといわれています。それに対応できるように、たくさん新しい会員の登録を心よりお待ちしております。

■問い合わせ 世界遺産登録推進室(前沢総合支所内線313)

5月1日から本人確認が義務化

住民票・戸籍証明申請は身分証明書をお忘れなく

運転免許証や写真付き住基カードなどが必要です

住民基本台帳法、戸籍法の一部改正により、住民票や戸籍に関する証明書交付申請時には本人確認が必要となります。

住民票(住民記録)は市民の居住関係を、戸籍は身分関係を公証する大切な帳簿(記録)ですが、近年、本人に成りすまして他人の証明書の交付を受け、不正利用する事件が起こっています。このようなことを防ぐため、

住民票や戸籍に関する証明書の交付申請時の本人確認が法定のルールになりました。不正な手段で証明書の交付を受けた人には、新たに刑罰が科せられます。具体的な改正内容を、Q&A形式でお知らせします。

Q 本人確認はどのような方法で行うの?

A 市民課(市民環境課)の窓口で証明書の交付を申請する際、申請者の運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなど、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書などの提示を受けて行います。なお、これらの書類を持っていない場合については、申請の際に窓口でお尋ねください。

Q 戸籍の証明書を取得する時の手続きはどう変わるの?

A 他人の戸籍の証明書を取得するには、正当な理由がある場合に限られます。正当な理由も、請求書に詳しく記載することが必要です。戸籍の証明書を請求する時にも、必ず本人確認を行います。また代理人などの場合は、その代理権限の確認も行います。

■問い合わせ 各総合支所市民課(市民環境課)